

東京高等裁判所 平成●●年（〇〇）第●●号 所得税返還請求上告提起事件  
国側当事者・国（上尾税務署長）  
平成20年7月2日却下・確定

### 決 定 事 項

民事訴訟法315条2項（上告の理由の記載）によれば、上告の理由は、民事訴訟規則190条各項（法第312条第1項及び第2項の上告理由の記載方法・法第315条）所定の方式により記載しなければならないところ、本件について、上告人が提出した上告状及び上告理由書には、憲法違反又は民事訴訟法312条2項各号（上告の理由）所定の上告理由の記載があるとはみることができず、その記載は、同法315条2項に違反し、しかも、補正により適法、適式な上告理由となる余地もないとして、上告人の上告が却下された事例

### 決 定 要 旨

省略

（第一審・さいたま地方裁判所 平成●●年（〇〇）第●●号 平成19年11月28日判決、本資料257号－224・順号10833）

（控訴審・東京高等裁判所 平成●●年（〇〇）第●●号 平成20年4月23日判決、本資料258号－90・順号10948）

|         |              |
|---------|--------------|
| 決       | 定            |
| 上告人     | 甲            |
| 被上告人    | 国            |
| 代表者法務大臣 | 鳩山 邦夫        |
| 処分行政庁   | 上尾税務署長 笠原 光雄 |

主 文  
本件上告を却下する。  
上告費用は上告人の負担とする。

### 理 由

【決定】 民事訴訟法315条2項によれば、上告の理由は、民事訴訟規則190条各項所定の方式により記載しなければならないところ、本件について、上告人が提出した上告状及び上告理由書には、憲法違反又は民事訴訟法312条2項各号所定の上告理由の記載があるとはみることができず、その記載は、同法315条2項に違反し、しかも、補正により適法、適式な上告理由となる余地もない。

よって、本件上告を、行政事件訴訟法7条、民事訴訟法316条1項2号により却下することとし、上告費用につき同法67条1項、61条を適用して、主文のとおり決定する。

平成20年7月2日

東京高等裁判所第 5 民事部

裁判長裁判官 小林 克巳

裁判官 綿引 万里子

裁判官 中村 慎